

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	介護保険法による保険給付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、介護保険法による保険給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和7年12月26日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付等に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び広島市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要支援・要介護認定、保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>1 被保険者の資格管理 被保険者の台帳を整備し、転入、年齢到達等による資格の取得及び死亡、転出等による資格の喪失などを管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。</p> <p>2 保険料の賦課・徴収 被保険者の所得等に応じて保険料を賦課し、保険料の徴収を行う。</p> <p>3 要支援・要介護認定 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要支援・要介護状態区分を認定する。</p> <p>4 保険給付 介護サービスの受給者に対して保険給付を行う。</p> <p>5 保険料の滞納管理 保険料の滞納整理等を行う。</p> <p>6 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定支援システム、滞納管理システム、共通基盤(府内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表 100の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><b>【情報照会の根拠】</b> 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項、132の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第133条、第134条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p> <p><b>【情報提供の根拠】</b> 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、17の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 第4号・第4号・第5号・第13号・第15号、第5条第5号・第6号・第14号・第15号、第8条第2号、第9条第3号・第8号・第10号、第13条第3号、第17条第3号、第29条第1号、第40条第3号、第44条第1号～第6号、第58条第1号・第3号・第7号・第8号、第67条第3号・第5号・第9号・第13号、第71条第3号、第72条第7号、第82条第1号～第3号、第85条第4号・第6号・第10号、第14号、第88条第1号～第3号、第89条第5号、第110条第2号・第3号・第4号、第117条第3号、第118条第2号、第127条第1号～第6号、第130条第1号、第134条第1号・第40号、第139条第2号、第146条第1号・第2号・第8号・第9号、第147条第1号～第4号、第160条第3号、第163条第1号～第6号</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

## 6. 他の評価実施機関

—

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2173(直通)
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li><li>・特定個人情報の記載がある申請書等の保管</li><li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li></ul>	

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

[ ]	[ ]
<選択肢>	
最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、介護保険認定支援システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サークル、住民基本台帳ネットワークシステム	介護保険システム、介護保険認定支援システム、滞納管理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サークル、住民基本台帳ネットワークシステム、伝送通信ソフト	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号法別表第1の68の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二 93の項、94の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第8号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第8号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、109の項、117の項、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第5号、第3条第1号、第5号、第6条第1号、第4号、第19条、第25条第3号、第30条第8号、第32条、第33条第5号、第43条第3号、第44条、第47条第1号、第49条第2号、第55条第6号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号法別表第二 1の項、4の項、5の項、17の項、22の項、30の項、33の項、39の項、43の項、46の項、58の項、81の項、83の項、88の項、90の項、95の項、97の項、106の項、109の項、117の項、120の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第1号、第2号、第6号、第7号、第3条第1号、第2号、第6号、第5条第2号、第6条第1号、第4号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3、第15条、第19条、第25条第3号、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条第3号、第43条の2、第44条、第47条第1号、第49条第2号、第55条第6号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号、第3号、第8号、第3条第3号、第4号、第9号、第5条第2号、第6条第1号、第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3、第15条、第19条、第25条第3号、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条第3号、第43条の2、第44条、第47条第1号、第49条第2号、第55条第6号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号、第3号、第8号、第3条第3号、第4号、第9号、第5条第2号、第6条第1号、第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3、第15条、第19条、第25条第3号、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条第3号、第43条の2、第44条、第47条第1号、第49条第2号、第55条第6号、第55条の2、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、33の項、39の項、46の項、58の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	記載なし	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	記載なし	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	記載なし	十分である 十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	記載なし	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	記載なし	十分である 十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	記載なし	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 8. 監査	記載なし	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	記載なし	十分に行っている	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年9月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第5号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号・第2号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号・第2号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年9月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月31日時点	令和元年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】          番号利用法第19条第7号          番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、119の項          番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第2号・第6号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1項第1号、第49条第2号、第55条第1号～第4号・第8号、第55条の2第1号・第2号、第59条の3第3号          ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項に係る主務省令は未制定。</p>	<p>【情報提供の根拠】          番号利用法第19条第7号          番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項          番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第8号、第44条第1号～第6号、第47条第1号・第16号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号          ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年8月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】          番号利用法第19条第7号          番号利用法別表第2 93の項、94の項          番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条          番号利用法第19条第8号          広島市個人番号の利用に関する条例第3条          【情報提供の根拠】          番号利用法第19条第7号          番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項          番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第1号・第3号・第7号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号・第4号・第8号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第47条第1号・第16号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号          ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。</p>	<p>【情報照会の根拠】          番号利用法第19条第8号          番号利用法別表第2 118の項、119の項          番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条          番号利用法第19条第9号          広島市個人番号の利用に関する条例第3条          【情報提供の根拠】          番号利用法第19条第8号          番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、12の項、23の項、32の項、36の項、40の項、45の項、52の項、55の項、56の項、59の項、71の項、73の項、76の項、77の項、100の項、101の項、103の項、112の項、113の項、115の項、119の項、121の項、125の項、135の項、137の項、138の項、147の項、150の項          番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第2号・第4号・第8号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号～第3号、第31条の2第3号・第5号・第9号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第47条第1号・第18号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号          ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、40の項、59の項、103の項、113の項、121の項、135の項、147の項に係る主務省令は未制定。</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項          番号利用法別表第1の68の項          番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条          番号利用法第9条第2項          広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項          番号利用法別表第1の99の項          番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条          番号利用法第9条第2項          広島市個人番号の利用に関する条例第3条</p>	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 118の項、119の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、12の項、23の項、32の項、36の項、40の項、45の項、52の項、55の項、56の項、59の項、71の項、73の項、76の項、77の項、100の項、101の項、103の項、112の項、113の項、115の項、119の項、121の項、125の項、135の項、137の項、138の項、147の項、150の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第2号・第3号・第8号、第3条第3号・第4号・第9号、第5条第2号、第6条第1号・第5号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第2号・第4号・第8号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号～第3号、第31条の2第3号・第5号・第9号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第10号、第44条第1号～第6号、第44条の2、第47条第1号・第18号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、40の項、59の項、103の項、113の項、121の項、135の項、147の項に係る主務省令は未制定。 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第3号・第4号・第10号、第3条第4号・第5号・第11号、第5条第2号、第6条第2号・第6号、第7条第3号、第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第3号・第5号・第9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号・第3号、第31条の2の2第4号・第6号・第10号、第32条第1号～第3号、第33条第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号～第6号、第44条の4第1号、第47条第1号・第40号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、90の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の99の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和5年2月28日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱うファイル ②事務の概要	(右記を追加)	6 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。	事前	重要な変更
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱うファイル ③システムの名称	(右記を追加)	サービス検索・電子申請機能	事前	重要な変更
令和7年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱うファイル ③システムの名称	共通基盤(府内連携システム及び宛名システムに相当)	共通基盤(府内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和7年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表第1の68の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 番号利用法別表 100の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 番号利用法第9条第2項 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第9号 番号利用法別表第2 93の項、94の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 広島市個人番号の利用に関する条例第3条  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、88の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項 番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条第3号・第4号・第10号、第3条第4号・第5号・第11号・第5号第2号、第6条第2号・第6号、第7条第3号・第10条第3号、第12条の3第1号、第15条第3号、第19条第1号～第6号、第22条の2第1号・第3号・第7号、第24条の2第3号・第5号・第9号、第25条第3号、第25条の2第7号、第30条第1号・第3号、第31条の2の2第4号・第6号、第10号、第32条第1号～第3号、第33号第6号、第43条第3号、第43条の2第11号、第44条第1号～第6号、第44条の4第1号、第47条第1号・第40号、第49条第2号、第55条第1号・第2号・第8号・第9号、第55条の2第1号～第4号、第59条の3第3号 ※番号利用法別表第2 1の項、4の項、30の項、46の項、83の項、88の項、95の項、106の項、117の項に係る主務省令は未制定。	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項、132の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第133条、第134条 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、17の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、108の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項、145の項、158の項、161の項 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第4条・第4号・第5号・第13号・第15号・第5号第5号・第6号・第14号・第15号、第8条第2号、第9条第3号・第8号・第10号、第13条第3号、第17条第3号、第29条第1号、第40条第3号、第44条第1号～第6号、第58条第1号・第3号・第7号・第8号、第67条第3号・第5号・第9号・第13号、第71条第3号、第72条第7号、第82条第1号～第3号、第85条第4号・第6号・第10号・第14号、第88条第1号～第3号、第89条第5号、第110条第2号・第3号・第4号、第117条第3号、第118条第2号、第127条第1号～第6号、第130条第1号、第134条第1号・第40号、第139条第2号、第146条第1号・第2号・第8号・第9号、第147条第1号～第4号、第160条第3号、第163条第1号～第6号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和7年11月30日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和7年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和7年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目の追加	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。